

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 1

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第4条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表ウ欄</u>に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p>第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表エ(ア)欄</u>に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分(以下「建築物等」という。)がそれぞれ<u>別表第2エ(イ)欄</u>に掲げるものに該当する場合には、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p> <p>(建築物の高さの最高限度及び最低限度)</p> <p>第6条 建築物の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表オ(ア)欄</u>に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2 建築物の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表オ(イ)欄</u>に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>3 前2項の規定の適用については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「階段室等」という。)の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、別表第2の計画地</p>	<p>(建築物の建蔽率の最高限度)</p> <p><u>第3条の3 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)</u>は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表ウ欄</u>に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第4条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表エ欄</u>に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築物の壁面の位置の制限)</p> <p>第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表オ(ア)欄</u>に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分(以下「建築物等」という。)がそれぞれ<u>別表第2オ(イ)欄</u>に掲げるものに該当する場合には、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p> <p>(建築物の高さの最高限度及び最低限度)</p> <p>第6条 建築物の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表カ(ア)欄</u>に掲げる数値以下でなければならない。</p> <p>2 建築物の高さは、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ<u>同表カ(イ)欄</u>に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>3 前2項の規定の適用については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「階段室等」という。)の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、別表第2の計画地</p>

旧	新														
<p>区に応じ、それぞれ<u>同表オ(ウ)欄</u>に掲げる数値までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第3条の2第1項、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施行者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大波下地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画大波下地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	大波下地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画大波下地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	<p>区に応じ、それぞれ<u>同表カ(ウ)欄</u>に掲げる数値までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 第3条の2第1項、<u>第3条の3</u>、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施行者)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大波下地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画大波下地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>旧青井小学校地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧青井小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>旧神崎小学校地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧神崎小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> <tr> <td>旧由良川中学校地区地区整備計画区域</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧由良川中学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	大波下地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画大波下地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	旧青井小学校地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧青井小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	旧神崎小学校地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧神崎小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域	旧由良川中学校地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧由良川中学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域
名称	区域														
大波下地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画大波下地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域														
名称	区域														
大波下地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画大波下地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域														
旧青井小学校地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧青井小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域														
旧神崎小学校地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧神崎小学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域														
旧由良川中学校地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された舞鶴都市計画旧由良川中学校地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域														
<p>別表第2(第3条、第3条の2、第4条、第5条、第6条関係)</p>	<p>別表第2(第3条、第3条の2、<u>第3条の3</u>、第4条、第5条、第6条関係)</p>														

旧							新														
地 区 整 備 計 画 の 名 称	計 画 区 画 の 名 称	ア	イ	ウ	エ		オ			地 区 整 備 計 画 の 名 称	計 画 区 画 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ		カ			
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さ	最高限度	最低限度			階段室等の高さの特例	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度		最高限度	最低限度	階段室等の高さの特例
					(ア)	(イ)											(ア)	(イ)			
安岡地区	専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下のもの ア 学習	165m ²	1.2m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であ	10m(軒は7m)		5m		安岡地区	専用住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下のもの ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他	165m ²	1.2m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 軒の高さが2.3m	10m(軒の高さは7m)		5m			

旧				新			
塾、華道 教室、囲 碁教室そ の他これ らに類す る施設 イ 出力の 合計が 0.75 キロ ワット以 下の原動 機を使用 する美術 品又は工 芸品を製 作するた めのアト リエ又は 工房 (3) 一戸建 住宅で宅配 便取次所、 クリーニング 取次所又は たばこ店 を兼ねるも の (4) 集会所 (5) 前各号			るもの (2) 軒の 高さが 2.3m 以下の自 動車 車庫 (3) 物置 その他これ に類する用 途に供 し、軒の高 さが2.3m 以下で、 かつ、	これらに類 する施設 イ 出力の合 計が0.75キ ロワット以 下の原動機 を使用する 美術品又は 工芸品を製 作するため のアトリエ 又は工房 (3) 一戸建住宅 で宅配便取次 所、クリーニング 取次所又は たばこ店を兼 ねるもの (4) 集会所 (5) 前各号の建 築物に附属す るもの			以下の 自動車 車庫 (3) 物 置その他これ に類する用途 に供し、軒 の高さが2.3m 以下で、かつ、床 面積の合計が 5m ² 以内であ るもの (4) 電 気事業、水道事 業、ガス事業 その他これら に類す

旧						新							
の建築物に 附属するもの				床面積の 合計が 5m ² 以内 であるもの (4) 電気 事業、水道 事業、ガス 事業その他 これらに類 する公益上 必要な事 業の用に供							る公益 上必要 な事業 の用に 供する 建築物	第 2種 中高 層住 居専 用地 につ いて は、 13m	同上
											同上		
						東舞鶴 駅周 辺地 区	A 地区	次の各号に掲 げる建築物 (1) 法別表第 2(～)項第5号 又は(と)項第 4号に掲げる建 築物 (2) 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 (昭和23年法律	都市計 画道路 三条通 線、東 舞鶴 駅北口 交通広 場又は 東舞鶴 駅南口 交通広 場に接	都市計 画道路 三条通 線、東 舞鶴 駅北口 交通広 場又は	外壁等 の壁面線 を越えな い建築 する場合 において、 ポーチ その他 これに類 する建築 物の部分 で、当該	。た だし、 附属 建築物 で平家 のもの につい	7m 12m

旧								新										
地区	種別	用途	面積	高さ	構造	その他	備考	地区	種別	用途	面積	高さ	構造	その他	備考			
一般住宅地区			同上	同上	同上	第2種中高層住居専用地域については、13m	同上											
東舞鶴駅周辺地区	A	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第	都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、250m ²	都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、250m ²	外壁等の壁面線を越えなないで建築する場合、ポーチその他これに類する建築物の水平投影の	7m。12m	ただし、附属建築物で平家建てのものについてはこの限りでない。											
							第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物 (3) 都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの								敷地については、250m ²	東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地でこの長さで除した数値が5分の1以下で、かつ、高さが5m以下であるもの 道路境界線(地区計画図(以下「計画図」	水の投影の前面道路に接する部分の長さで除した数値が5分の1以下で、かつ、高さが5m以下であるもの	てはこの限りでない。

旧						新											
	1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物 (3) 都市計画道路三条通線、東舞鶴駅北口交通広場又は東舞鶴駅南口交通広場に接する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの		路境界線(地区計画図(以下「計画図」))とこの部分の長さ2に表す部分に限る。)までの距離1.5m	前面道路に面する敷地の前面道路に接する部分の長さで除した数値が5分の1以下で、かつ、高さが5m以下であるもの							という。)2に表示する部分に限る。)までの距離1.5m						
B 地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第		都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接する敷地に面する建		7m。12m						B 地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物 (3) 都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接				都市計画道路東舞鶴駅南口中央線に接する敷地でこれに面する建築物	7m 12m 。ただし、附属建築物で平家建てのものについてはこの限りでない

旧							新																
	1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物			建築物の1階部分の道路境界線（計画図2に表示する部分に限る。）までの距離1.5m		でない。						する敷地については、建築物の1階部分を住居のみの用途に供するもの						の1階部分の道路境界線（計画図2に表示する部分に限る。）までの距離1.5m				い。	
C 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(〜)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に											C 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(〜)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に該当する営										

旧							新							
	該当する営業の用に供する建築物							業の用に供する建築物						
D 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第2(ち)項に掲げる建築物						D 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(へ)項第5号又は(と)項第4号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号又は第3号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 法別表第2(り)項に掲げる建築物						
E 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物				15m	5m	E 地 区	次の各号に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第5号又は第6号に掲げる建築物 (2) 風営法第2条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する営業の用に供する建築物					15m	5m

旧								新												
		でに定める 営業の用に 供する建築 物																		
F	地 区	次の各号に 掲げる建築物 (1) 法別表 第 2(に)項 第 5 号又は 第 6 号に掲 げる建築物 (2) 風営法 第 2 条第 1 項第 2 号、 第 3 号又は 第 5 号に該 当する営業 の用に供す る建築物 (3) 青少年 の健全な育 成に関する 条例施行規 則第 4 条第 1 項第 1 号又 は第 2 号に 定める営業 の用に供す る建築物				15m		5m												
	和 田 地 区	次の各号に掲 げる建築物以 外の建築物 (1) 一戸建専用 住宅 (2) 一戸建兼用 で、延べ面積の 2 分の 1 以上を 居住の用に供 し、かつ、次の 用途に供する 部分の床面積 の合計が 50m ² 以下のもの ア 事務所 イ 日用品の							165m ²	里 道を除く該 道路境界 線までの 距離は 1.0m 隣 地境界線 までの距 離は	次の各 号のい れかに 該当す る建 築物等 (1) 外 壁等の 中心線 の長さ の合計 が 3m 以下で あるも の (2) 軒 の高さ	10m					5m			

旧				新								
和 田 地 区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建専用住宅</p> <p>(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50m²以下のもの</p> <p>ア 事務所の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸</p>	165m ²	<p>里道を除く各号の道路境界線までの距離は1.0m</p> <p>隣地境界線までの距離は0.7m</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.3m以下の自動車庫</p>	10m	5m	<p>販売を主たる目的とする店舗</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワ</p>	0.7m	<p>が2.3m以下の自動車庫</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの</p>			

旧					新									
衣装屋、貸本屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗				(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの					ット以下のものに限る。)					
エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設									(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					
オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以									(4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの					
									(5) 診療所					
									(6) 前各号の建築物に附属するもの					
									(7) 府道余部下舞鶴港線又は市道和田通線に接する敷地については、上記に掲げるもののほか次の用途に供するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)					

旧							新							
るもの(3階以上の部分 をその用途に供するものを除く。)	ア 事務所 でその用途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの						途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの							
イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店でその用途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの	ウ 理髪店、美容													

旧								新											
		院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの													る用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの				
田中町地区	生活利便施設地区	次の各号に掲げる建築物 (1) ホテル、旅館等の宿泊施設 (2) 公衆浴場 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が	150m ²	0.75m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心	12m	5m	低層住宅地区	生活利便施設地区に掲げるもののほか、次の各号に掲げる建築物 (1) 工場。ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が50m ² 以内のものはこの	150m ²	0.75m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 軒の高さ	10m	5m					

旧					新								
	15m ² を超える畜舎			<p>線の長さの合計が3m以下であるもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の</p>						<p>が2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの</p>			
					上安吉井地区	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類</p>	130m ²	1.0m		<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線</p>			

旧					新						
子屋その他これらに類するもので作業場の床面積が50m ² 以内のものはこの限りでない。				の合計が3m以下であるもの	もの						
(2) 事務所				(2) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫	(6) 共同住宅、寄宿舍又は下宿						
(3) 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の5の3に定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が				(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが	(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの						
					(8) 老人福祉施設又は児童福祉施設その他これらに類するもの						
					(9) 診療所						
					(10) 病院						
					(11) 幼稚園、保育所又は集会所						
					西舞鶴駅前地区	次の各号に掲げる建築物(風営法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供するものを除く。)以外の建築物。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの	500m ²			7m	12m
									。ただし、附属建築物で家建てのものに		

旧					新											
	500m ² 以内の建築物以外の建築物			2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの						限りでない。 (1) 店舗又は飲食店 (2) 事務所 (3) ホテル (4) 展示場 (5) 劇場、映画館その他これらに類するもの (6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの (7) 自動車車庫、駅舎 (8) 公共用歩廊 (9) 住宅。ただし、建築物の1階部分を専用住宅の用に供するものを除く。 (10) 前各号の建築物に附属するもの						ついてはこれ限りでない。
上安吉井地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 住宅で日用品の販売を主たる	130m ²	1.0m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が												
					舞A	次の各号に掲	建	500m ²	4.0m	次の各						

旧					新										
<p>目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店を兼ねるもの</p> <p>(4) 住宅で理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗を兼ねるもの</p> <p>(5) 住宅で美術品又は工芸品を製造するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限</p>			<p>3m以下であるもの</p> <p>(2) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下</p>				鶴	地区	<p>げる建築物以外の建築物。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。</p> <p>(1) 病院</p> <p>(2) 自動車車庫</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>	<p>築物の敷地面積が1,000m²に満たない場合は10分の20</p>			<p>号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫</p> <p>(2) 物置その他これに類するもの</p>		
							B	地区	同上	同上	同上				
							天	専用住宅・清道地区	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 一戸建専用住宅</p> <p>(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する</p>		<p>165m²。ただし、土地地区画整理事業による仮換地の指定又は換地処分のあ</p>	1.0m	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m</p>		

旧					新					
以外の建築物は建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。				てはこの限りでない。	これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物		る土地			
(1) 店舗又は飲食店					(4) 集会所		(2) 面積が450m ² 以上495m ² 未満で、かつ、3区画に分割されている土地			
(2) 事務所					(5) 前各号の建築物に附属するもの					
(3) ホテル										
(4) 展示場										
(5) 劇場、映画館その他これらに類するもの										
(6) アスレチッククラブ、フィットネスクラブその他これらに類するもの										
(7) 自動車庫、駅舎					一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物	同上	同上	同上	
(8) 公共用歩廊					(1) 一戸建専用住宅					
(9) 住宅。た					(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を					

旧								新										
		だし、建築物の1階部分を専用住宅の用に供するものを除く。 (10) 前各号の建築物に附属するもの																
舞鶴地区 公共病院地区	A	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。ただし、公共公益上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 病院 (2) 自動車車庫 (3) 共同住宅 (4) 前3号の建築物に附属するもの	建築物の敷地面積が1,000m ² に満たない場合は10分の20	500m ²	4.0m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 軒の高さが2.3m以下の自動車車庫 (2) 物置その他												居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下のもの ア 事務所 イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合

旧					新						
	リーニング取次店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 エ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） (3) 交番、公衆電話所その他これら	につき 150m ² (1) 面積が300m ² 以上330m ² 未満で、かつ、2区画に分割されている土地 (2) 面積が450m ² 以上495m ² 未満	軒の高さが2.3m以下の自動車庫 (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計		区	(2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下のもの ア 事務所 イ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 エ 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合は、その出力の合計が		械室又は集中ガス庫に係る敷地についてはこの限りでない。	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるものの (2) 軒の高さが2.7m以下の自動車庫 (3) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が		

旧							新									
	に類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 集会所 (5) 前各号の建築物に附属するもの		満で、かつ、3区画に分割されている土地		が5m ² 以内であるもの					0.75キロワット以下のものに限る。 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 集中浄化槽用機械室又は集中ガス庫 (5) 集会所 (6) 前各号の建築物に附属するもの				5m ² 以内であるもの (4) 集中浄化槽用機械室又は集中ガス庫		
一般住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50m ² 以下のもの ア 事務所		同上	同上	同上					田園町地区		135m ²	0.7m。	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m	10m(軒の高さは7.0m)	5m

旧							新										
イ	日用品						部分の床面積						の北	以下で			
	の販売を						の合計が						側に	あるも			
	主たる目						60㎡以下のもの						接す	の			
	的とする						(計画図に表示						る隣	(2) 軒			
	店舗又は						するA区画の区						地境	の高さ			
	食堂若し						域に限る。)						界線	が2.7m			
	くは喫茶						ア 事務所						又は	以下の			
	店						イ 食堂又は						河川	自動車			
ウ	理髪						喫茶店						境界	車庫			
	店、美容						ウ 理髪店、美						線ま	(3) 物			
	院又はク						容院又はク						での	置その			
	リーニン						リーニング						距離	他これ			
	グ取次店						取次店						は	に類す			
エ	学習						エ 学習塾、華						1.0m	る用途			
	塾、華道						道教室、囲碁							に供			
	教室、囲						教室その他							の高さ			
	碁教室そ						これらに類							が2.3m			
	の他これ						する施設							以下			
	らに類す						オ 美術品又							で、か			
	る施設						は工芸品を							つ、床			
オ	美術品						製作するた							面積の			
	又は工芸						めのアトリ							合計が			
	品を製作						エ又は工房							5㎡以			
	するため						(原動機を使							内であ			
	のアトリ						用する場合							るもの			
	エ又は工						にあつては、										
	房(原動						その出力の										
	機を使用						合計が										
	する場合						0.75 キロワ										

旧					新						
布北町地区	掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの ア 事務所 イ 理髪店、美容院又はクリーニング取次店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	。ただし、集中浄化槽用機械室又は集中ガス庫に係る敷地についてはこの限りでない。	各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 軒の高さが2.7m以下の自動車車庫 (3)	の高さは7.5m)							でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの (3) 自動車教習所 (4) 畜舎 (5) 法別表第2(ほ)項第2号若しくは第3号又は(る)項第1号に掲げる建築物 (6) 危険物(法別表第2(と)項第4号に規定する危険物をいう。)の貯蔵又は処理に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの又は当該危険物の数量が政令第130条の9の表

旧						新												
	エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)				物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの													
	(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物				(4) 集中浄化槽用機械室又は集中	旧青井小学校地区	準住居地域の欄に定める数量を超えるもの (7) 風営法第2条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は第5項に該当する営業の用に供する建築物	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、図書館その他これらに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他	1 0分	1 0分	2.0m	10m						
	(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物				(4) 集中浄化槽用機械室又は集中	旧青井小学校地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、図書館その他これらに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他	1 0分	1 0分	2.0m	10m							

旧							新															
		ガス庫 (5) 集会所 (6) 前各号 の建築物に 附属するも の			槽用 機械 室又 は集 中ガ ス庫										これらに類す るもの (4) 診療所又は 助産所 (5) 体育館その 他の運動施設 (ボーリング 場、スケート 場、スキー場及 びゴルフ練習 場を除く。) (6) ホテル又は 旅館 (7) 事務所 (8) 日用品の販 売を主たる目 的とする店舗 (9) 飲食店 (10) 理髪店、美 容院、クリーニ ング取次店、質 屋、貸衣装屋そ の他これらに 類するサービ ス業を営む店 舗 (11) 洋服店、畳 屋、建具屋、自	10分の3						
田園町地区		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建専用住宅 (2) 一戸建兼用で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途に供する部分の床面積の合計が60㎡以下のもの(計画図に表示するA区画の区域に限る。) ア 事務所 イ 食堂又	135㎡	0.7m	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの (2) 軒の高さ	10m(軒の高さ7.0m)		5m														

旧					新							
	は喫茶店 ウ 理髪 店、美容 院又はク リーニン グ取次店 エ 学習 塾、華道 教室、囲 碁教室そ の他これ らに類す る施設 オ 美術品 又は工芸 品を製作 するため のアトリ エ又は工 房（原動 機を使用 する場合 にあって は、その 出力の合 計が 0.75 キロ ワット以 下のもの			が 2.7m 以下 の自 動車 車庫 (3) 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3m 以下 で、 かつ、 床面積 の合計 が 5m ²				転車店、家庭電 気器具店その 他これらに類 するサービス 業を営む店舗 (12) 自家販売 のために食品 製造業(食品加 工業を含む。) を営むパン屋、 米屋、豆腐屋、 菓子屋その他 これらに類す るもの (13) 学習塾、華 道教室、囲碁教 室その他これ らに類する施 設 (14) 美術品又 は工芸品を製 作するための アトリエ又は 工房 (15) 公民館又 は集会所 (16) 観光客が 利用するため				

旧	新														
			<p>製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p> <p>(13) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(14) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(15) 公民館又は集会所</p> <p>(16) 観光客が利用するための施設で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 観光案内所又は休憩所</p> <p>イ 農産物又</p>												

旧		新								
		は土産物の 販売店 ウ 体験学習 施設 (17) 農林水産 物の処理、貯蔵 又は加工に必 要な施設 (18) 製造業を 営むための施 設（法別表第 2(ぬ)項(第2号 を除く。)に掲 げるものを除 く。） (19) 前各号の 建築物におい て事業に従事 する者が居住 するための住 宅又は寄宿舍 (20) 前各号の 建築物に附属 する倉庫又は 物置								
旧 由 良	次の各号に掲 げる建築物以外 の建築物	1 0分 の	1 0分 の6。		2. 0m。 ただ		15m			

旧	新										
川 中 学 校 地 区	(1) 学校(専修 学校及び各種 学校を含む。)、 図書館その他 これらに類す るもの	20。ただ し、建築 物の敷地 面積が 4,300 m ² を超える 場合 は10分 の4 分の	ただ し、建築 物の敷地 面積が 4,300 m ² を超える 場合 は10分 の4 分の		し、 土砂 災害 警戒 区域 等に おけ る土 砂災 害防 止対 策の 推進 に関 する 法律 (平成 12 年法 律第 57 号) 第 9条 第 1項 に規						
	(2) 老人ホー ム、保育所、福 祉ホームその 他これらに類 するもの	面積が 4,300 m ² を超える 場合 は10分 の4 分の									
	(3) 老人福祉セ ンター、児童厚 生施設その他 これらに類す るもの	セえる場 合は10分 の4 分の									
	(4) 診療所又は 助産所	5									
	(5) 体育館その 他の運動施設 (ボーリング 場、スケート 場、スキー場 及びゴルフ練 習場を除く。)										
	(6) ホテル又は 旅館										
	(7) 事務所										

旧	新								
		<p>(8) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(9) 飲食店</p> <p>(10) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(11) 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(12) 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの</p>				<p>定する土砂災害特別警戒区域には新たに建築してはならない。</p>			

旧	新											
			<p>(13) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(14) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>(15) 公民館又は集会所</p> <p>(16) 観光客が利用するための施設で次のいずれかに該当するもの ア 観光案内所又は休憩所 イ 農産物又は土産物の販売店 ウ 体験学習施設</p> <p>(17) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必</p>									

旧	新								
			要な施設 (18) 製造業を営むための施設(法別表第2(ぬ)項(第2号を除く。)に掲げるものを除く。) (19) 前各号の建築物において事業に従事する者が居住するための住宅又は寄宿舍 (20) 前各号の建築物に附属する倉庫又は物置						
改正附則 この条例は、公布の日から施行する。									